

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和8年5月26日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	0件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500636号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2600013号

第1 結論

- 1 請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成6年9月1日から同年8月29日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

平成6年8月29日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成6年8月29日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成6年8月29日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

平成6年8月の訂正後の標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年8月29日から同年9月1日まで

私は、A社に、平成6年8月29日から正社員として勤務したが、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、同年9月1日となっている。

A社における雇用保険被保険者資格の取得年月日は、平成6年8月29日である上、所持している給料支払明細書を見ると、請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていることから、調査の上、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を同年8月29日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 雇用保険の記録、請求者から提出された給料支払明細書、B社から提出された人事記録及び同社の回答から判断すると、請求者が請求期間において、A社に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否かは不明と回答している一方、厚生年金保険料につい

ては納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間に係る標準報酬月額について、前述の給料支払明細書及び日本年金機構の回答により、請求期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記1の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書の給与支給額及び日本年金機構の回答から、22万円とすることが妥当である。

ただし、平成6年8月の訂正後の標準報酬月額（上記1の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500668号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2600006号

第1 結論

平成元年*月から平成2年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年*月から平成2年3月まで

請求期間当時、私は学生であり、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、自身で行っていないため具体的な時期については分からないものの、母が、A県B町(現在は、C市)役場で私の国民年金の加入手続を行い、D自治会婦人部の集金により国民年金保険料を納付してくれたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、母が、B町役場で自身の国民年金の加入手続を行い、D自治会婦人部の集金により国民年金保険料を納付してくれた旨主張している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、住所地の市区町村において国民年金の加入手続を行い、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があるところ、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、請求者の請求期間当時の住所地であったA県内で請求期間に払い出された記号番号の検索を行ったが、請求者に対する記号番号の払出しは確認できない。

また、オンライン記録によると、請求者は、20歳に到達する平成元年*月*日付けで国民年金の第1号被保険者資格を取得し、平成2年4月2日付けで当該資格を喪失し、平成12年3月1日付けで国民年金の第3号被保険者資格を取得しているところ、第1号被保険者資格の取得に係る処理年月日が同年5月22日、第1号被保険者資格の喪失及び第3号被保険者資格の取得に係る処理年月日がいずれも同年5月30日であることを踏まえると、請求者の第3号被保険者資格の取得に係る届出に伴い、20歳到達時に遡って第1号被保険者資格の取得に係る処理が行われたと推認できることから、当該資格取得に係る処理が行われるまでは、請求者は国民年金に未加入であり、請求期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

さらに、国民年金法の時効に関する規定により、国民年金保険料を遡って納付することができる期間は2年とされていることから、前述の第1号被保険者資格の取得に係る処理が行われた時点において、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料を納付することができない上、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとされる請求者の母は、請求者の請求期間に係る加入手続及び国民年金保険料の納付について覚えていない旨陳述しており、具体的な加入手続及び国民年金保険料の納付状況を確認することができない。

加えて、請求者に係るC市の国民年金台帳(資格記録・納付記録)によると、請求期間については未納と記録されている上、当該台帳の記録状況はオンライン記録と一致している。

このほか、請求者又は請求者の母が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。